

平成 30 年 6 月 1 日
子ども・若者部

児童相談所開設に向けた準備の進捗状況について

1 主旨

この間、区では、平成 32 年 4 月以降早期の児童相談所開設を目指し、課題の検討を進めてきた。この度、児童相談所開設に向けた準備の進捗状況について報告する。

2 区の目指す児童相談行政の姿

子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実現が可能となるため、保健福祉にわたる総合的なサービスの提供を目指し、子ども家庭支援センターと児童相談所が協働し、それぞれの持つ支援ツールを有効に組み合わせるとともに、切れ目なく両機関が重複しながら連続して行く支援が展開する「のりしろ型支援」を確立することで、児童虐待の再発・連鎖を断ち切り、虐待発生予防に一丸となって取り組む「みんなで子どもを守るまち・せたがや」を実現する。【別紙 1 参照】

3 児童相談所設置・運営計画案

区では、児童相談所開設に向けた準備作業を効率的かつ着実に進め、児童相談所開設後の運営方針等とするため、児童相談所設置・運営計画案の策定に向けて取り組んでいる。

(1) 計画の位置づけ

本計画案は、児童相談所の開設に向けた目標を設定し、児童相談所開設後における児童相談行政の運営にあたっての基本的な指針とする。

本計画案は、児童相談所の開設までを計画期間とし、児童相談所開設以降については、改めて各年度における児童相談所の事業運営計画を策定するものとする。

今回の更新（第一次更新）以降、引続き検討を進め、第二次以降の更新を行う。

・平成 30 年 5 月 第一次更新（第二次更新に向けた方向性、特別区間・都区間における広域調整の検討・協議に向けた区の方針の確定等）

7 月 第二次更新（児童相談所、子ども家庭支援センターの体制等）

・平成 31 年 2 月 第三次更新（設置市事務の運営方法等、特別区間の一時保護所等の相互利用の詳細等）

7 月 最終更新

(2) 計画案の内容 別紙 2（概要版）のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

平成 30 年	7 月	福祉保健常任委員会（本計画案の第二次更新の報告）
	9 月	福祉保健常任委員会（政令指定要請に向けた準備の進捗状況報告）
	12 月	福祉保健常任委員会（同上）
平成 31 年	2 月	福祉保健常任委員会（本計画案の第三次更新の報告）
	3 月ころ	国への児童相談所設置市（区）の政令指定の要請
	4 月～	総合福祉センター後利用施設改修工事
	7 月～	福祉保健常任委員会（本計画案の最終更新の報告）
		児童相談所条例制定
平成 32 年	4 月以降	児童相談所開設